

遊漁ハンドブック

＝ 釣りのルールとマナー ＝



令和4年（2022年）8月

長野県漁業協同組合連合会

は じ め に

長野県には多くの河川や湖沼があり、溪流のいわな、清流のあゆ、湖沼のわかさぎなど、たくさんの魚が棲んでいます。

私たちは、この豊かな水産資源のおかげで、漁業を営んだり、釣りなどの遊漁を楽しむことができます。

しかし、漁業者や釣り人がルールやマナーを守らず、好き勝手に魚を捕っていれば、魚はたちまちいなくなり、漁場ではお互いに不快な思いをすることになるでしょう。

これからも豊かな水産資源を守り、快適な釣りを楽しむためには、ルールやマナーを守らなければなりません。

釣り（遊漁）のルールは、漁業法や水産資源保護法に基づいた「長野県漁業調整規則」や「遊漁規則」などによって定められています。

このハンドブックは、これらの概要をまとめたものです。
趣旨をご理解の上、ご活用いただきますようお願いします。

目 次

第1章 釣りのルールとマナー

1 釣りのルール（漁業関係法規）	1
2 釣りのマナー	5

第2章 釣りに関する制限など

1 禁止または制限の内容	6
(1) 禁止漁法	6
(2) 漁法の制限	7
(3) 漁具の制限	8
2 主な罰則の内容	15
3 ブラックバス等の取扱い	16
4 Q & A	19

第3章 漁協・遊漁規則一覧

1 漁業協同組合一覧	22
2 漁業権対象魚種一覧	26
3 漁業協同組合遊漁規則一覧	29
(1) 遊漁についての制限	29
ア 漁具漁法	29

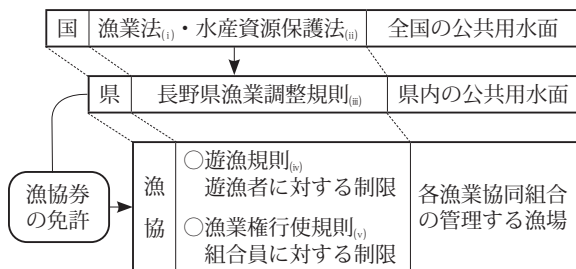
イ 遊漁の期間	36
ウ 禁止区域	42
エ 全長制限	51
(2) 遊漁料の額及び納付場所	54
ア 遊漁料の額	54
イ 納付場所	59
(3) 遊漁承認証に関する事項	59
(4) 遊漁に際し守るべき事項	59
(5) 漁場監視員に関する事項	60
(6) 違反者に対する措置に関する事項	60
(7) 河川特設釣場に関する事項	60
※ 漁業権漁場概要図	61

第1章 釣りのルールとマナー

1 釣りのルール（漁業関係法規）

河川湖沼などで魚を捕る際は、業として行う漁業の場合だけでなく、レジャーとして行う釣りなどの遊漁の場合も、漁業法、水産資源保護法及び長野県漁業調整規則などの決まりを守らなければなりません。

○ 漁業に関する法規体系と適用範囲



漁業関係法規の制限や禁止事項は、県内の河川湖沼など「公共の用に供する水面」と「公共の用に供しない水面」であって公共の用に供する水面と接続して一体をなす水面に適用されます。漁業協同組合（以下「漁協」という。）が管理していない河川湖沼であっても適用されますが、養魚場の池や水路、河川と接続していない農業用ため池などの私有水面には適用されません。

河川湖沼（＝内水面）漁場の利用には、以下のような特徴があります。

- ① 海に比べ専業漁業者が著しく少なく、漁業を営まない「水産動植物の採捕者」が多くいる。
- ② 海に比べ漁場が狭く採捕(vi)が容易なため、資源が枯渇する恐れが大きく、放流等の増殖をしなければ成り立たない。
- ③ 河川湖沼は公共的性格が強く、漁協組合員の他に多くの人が利用している。

○ 用語の説明

(i) 漁業法

漁場利用の関係を規定した漁業に関する基本法で、漁業権(vii)(7)の免許、漁業調整等に関する事項が定められており、河川湖沼での漁業や遊漁についても規定されています。

(ii) 水産資源保護法

水産資源保護法（以下「保護法」という。）は、水産資源の保護培養を目的としたもので、水産動植物に有害な物の遺棄や水質汚濁に関する制限や禁止事項などが定められています。

(iii) 長野県漁業調整規則

漁業法第 119 条では漁業や遊漁の調整のために、また、保護法第 4 条では水産資源の保護のために、知事は規則を定めることができると規定されています。

これらの規定を受け、農林水産大臣の認可のもとに長野県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）が定められています。

この規則には、採捕の制限や禁止に関する事項が規定されています。

(iv) 遊漁規則

各漁協では、漁業法第 170 条の規定により、漁業と遊漁の

調整及び資源保護のために遊漁規則を設けています。

遊漁規則には、遊漁に当たっての制限の範囲や遊漁料(vii)、遊漁に際し守るべき事項などが規定されており、遊漁者は遊漁規則を守って魚を捕らなければなりません。

なお、規則の制定・変更にあたっては、知事は遊漁の不当な制限を防ぎ、漁場利用の公平性を図るため、内水面漁場管理委員会(vi)の意見を聴いた上で認可しなければなりません。

(v) 漁業権行使規則

漁業者（漁協組合員）が守らなければならない規則で、遊漁規則と同様に知事の認可を受けなければなりません。

行使規則でも遊漁規則と同様の制限等が規定されており、漁業者が違反した場合は過怠金を科せられることがあります。

(vi) 採捕

漁業関係法規における「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する『行為』をいい、その水産動植物を自分の支配下に置くこと、又は所持していることを必要としません。

したがって、1尾も魚が釣れなくても、「釣る」あるいは「釣ろうとする」行為そのものが「採捕」にあたります。

(vii) 漁業権

漁業権とは、特定の水面において排他的に漁業を営む権利で、知事が免許しています。

漁業権は、漁業を営む権利であり、川や湖を支配、占有する権利ではありません。

なお、河川湖沼には第5種共同漁業権(x)が設定されています。

(viii) 遊漁料

漁協が管理する漁場で、釣り（遊漁）をするときは、遊漁料

を支払って遊漁承認証（遊漁券）を入手しなければなりません。遊漁料とは、漁協が漁業権の免許に伴い義務として行っている増殖や漁場の管理に関する費用の一部を、組合員と同様に一般の遊漁者にも負担してもらうものです。

なお、遊漁料と遊漁承認証については、各漁協の遊漁規則に定められています。

(ix) 内水面漁場管理委員会

水産動植物の繁殖保護や漁場の使用に関する紛争防止など、漁業調整のための機関として長野県内水面漁場管理委員会が設置されています（漁業法第 171 条）。

委員会は、漁業者代表、採捕者代表及び学識経験者で構成され、漁業権の免許や遊漁規則等について、知事の諮問に対する答申、地域的な漁業調整などの権限・機能を有しています。

(x) 第 5 種共同漁業権

内水面において営む漁業の権利で、藻類や貝類などを対象とした第 1 種共同漁業権に該当しないものをいいます。

第 5 種共同漁業権については、水産業協同組合法に基づいて組織された漁協（又は漁業協同組合連合会）でなければ免許を受けることができません。

また、内水面漁場の特徴から、海の漁業権とは以下のような点が異なっています。

- ① 免許を受けた漁協は、漁業権対象の魚種ごとに、稚魚の放流や産卵場造成などの方法で資源を増殖することが義務づけられている。
- ② 第 5 種共同漁業権の漁場では基本的に遊漁者を排除できない。また、採捕の制限が必要なときは、漁協は遊漁規則

を定めなければならない。

2 釣りのマナー

- ① 自動車を駐車するときは、地元の人の生活や仕事に迷惑をかけないような場所を選び、他人の土地や畑などには立入らないようにしましょう。
- ② 釣り場の環境を大切にするため、ゴミや煙草の吸い殻は持ち帰りましょう。
- ③ 放置された仕掛けで、野鳥が傷つき、川に遊びに来た子どもがケガをすることもあります。
使用した仕掛けは、持ち帰り処分しましょう。
- ④ 設置されている漁具等に手を触れたり、漁業作業場に入らないようにしましょう。
- ⑤ 他の人に迷惑をかけないために、釣り場では適当な間隔を置いて割り込まないようにし、狭い場所では譲り合って釣りをしましょう。
- ⑥ 釣りをするときは、遊漁券（遊漁承認証）を購入し、釣り場では見えやすいところに付けましょう。

第2章 釣りに関する制限など

1 禁止または制限の内容

漁具・漁法の禁止と制限

(1) 禁止漁法

- 保護法第5条、第6条によるもの 【罰則－C類】

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 爆発物を使用する漁法 | ② 有毒物を使用する漁法 |
|--------------|--------------|

- 調整規則第23条によるもの 【罰則－A類】

- | |
|--|
| ① 水中に電流を通じてする漁法 |
| ② 鵜 ^う 縄を用いてする漁法 |
| ③ 鵜 ^う 飼漁法 |
| ④ 石こじ漁法 |
| ⑤ 堰 ^{びんづけ} 漬漁法（堰 ^{びんぶせ} 伏漁法を含む。） |
| ⑥ 川干 ^{ぼし} 漁法 |
| ⑦ 石うち漁法（はんまうち漁法を含む。） |
| ⑧ 潜水してする漁法 |
| ⑨ 水中銃（もりを含む。）を用いてする漁法 |
| ⑩ 刺網を2枚以上重ねてする漁法 |

(2) 漁法の制限

○ 調整規則第3条による制限

【罰則－A類】

次に掲げる漁法によって水産動物を採捕しようとするときは、知事の許可が必要です。ただし、遊漁規則や行使規則に規定がある場合にはこの限りではありません。

① 魚堰漁法 ^{せき}
② 瀬付漁法 ^{せつけ}
③ 箱伏漁法 ^{ふせ} （ろうやを用いるものを含む。）
④ やす漁法
⑤ 刺網漁法
⑥ ごろびき漁法
⑦ 四手網漁法 ^{よつで} （間口3 m以上の四手網 ^{よつで} を用いるものに限る。）
⑧ 漬柴漁法 ^{つけしば}
⑨ 筌漁法 ^{うけ} （網筌 ^{うけ} を用いるものを含む。）
⑩ 大型やな漁法（次の⑪に掲げる小型やな漁法以外のやな漁法をいう。）
⑪ 小型やな漁法（間口3 m以下、占有水面積1,653m ² 以内、工作物のそでは、牛杵 ^{うしわく} を使用しないやな（す落し及び押やなを含む。）を用いる漁法）
⑫ 石塚漁法
⑬ す建漁法
⑭ せき四手網漁法 ^{よつで}
⑮ 地びき網漁法

(3) 漁具の制限

- 調整規則第 24 条によるもの **【罰則－A 類】**

網漁具については、網目の大きさに制限があります。

水産動物を採捕する場合は、それぞれ次の表に掲げる範囲でなければなりません。

漁 具	範 囲
網漁具(わかさぎ採捕用網漁具、はぜ類採捕用四手 ^{よつで} 網及び三日月網を除く。)	網目こま 12mm (13 節) 以上。 ただし、諏訪湖においては網目こま 13mm (12 節) 以上。
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま 5.5mm (28 節) 以上。
はぜ類採捕用四手 ^{よつで} 網 三日月網	網目こま 3mm (51 節) 以上。
しじみ採捕用網漁具	目合 9mm 以上。

- 遊漁規則、行使規則による漁具・漁法の制限

【罰則－B 類】

遊漁者や漁業者（漁協組合員）ができる漁具・漁法について規定されています。

禁止期間

- 調整規則第 21 条第 1 項によるもの 【罰則－A 類】

水産動物によっては産卵期等を中心に採捕してはならない
期間（禁止期間）が定められています。

水 産 動 物	禁 止 期 間
あゆ	1 月 1 日～ 5 月 31 日
いわな (全長 15cmを超えるものに限る。)	10 月 1 日～翌年 2 月 15 日
やまめ (全長 15cmを超えるものに限る。)	
あまご (地方名称あめのうお、たなびら) (全長 15cmを超えるものに限る。)	
木崎ます (全長 15cmを超えるものに限る。)	9 月 15 日～翌年 3 月 31 日
さけ さく 溯河性ます	1 月 1 日～ 12 月 31 日(周年)
かじか	3 月 1 日～ 5 月 15 日

※ 全長：頭の前から尾びれの先端までの長さ

- 遊漁規則、行使規則によるもの 【罰則－B 類】

禁止期間を調整規則に規定されている期間よりも厳しく
(長く) 設定している場合があります。

全長等の制限

- 調整規則第 22 条第 1 項及び第 2 項によるもの

【罰則－A 類】

資源保獲のため、水産動物によっては採捕してはならない大きさが定められています。もし、捕れてしまった場合には元の場所へ放してください。

また、かじか、さけ及びさくらますが産卵した卵を捕ることも禁止されています。

水 産 動 物	採捕してはならない大きさ
いわな、やまめ、あまご（地方名称あめのうお、たなびら）、木崎ます、にじます	全長 15cm 以下
こい	全長 18cm 以下 （下伊那郡天竜村平岡の平岡発電所平岡ダムから下流の天竜川：全長 20cm 以下）
ふな、うぐい、ひがい	全長 10cm 以下
おいかわ	全長 8cm 以下
うなぎ	全長 30cm 以下
たんがい	殻長 15cm 以下

- 遊漁規則、行使規則によるもの

【罰則－B 類】

調整規則の規定より厳しく設定（調整規則に規定されている大きさよりも大きい魚の採捕を禁止）している場合があります。

禁止区域

○ 調整規則第 25 条によるもの

【罰則－A 類】

次の表の区域内では水産動植物の採捕が禁止されています。

河 川 名	禁 止 区 域
(1) 千 曲 川	飯山市大字照岡 信濃川発電所西大滝ダム 上流 180m ～下流 365m
(2) 千 曲 川	東御市羽毛山 塩川発電所堰堤 上流 90m ～下流 90m
(3) 千 曲 川	小諸市大字山浦字下平 島川原発電所西浦ダム 上流 110m ～下流 300m
(4) 千 曲 川	南佐久郡佐久穂町大字高野町 臼田発電所堰堤 上流 110m ～下流 110m
(5) 千 曲 川	南佐久郡小海町大字豊里 穂積発電所堰堤 堰堤～上流 110m
(6) 鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第 1 発電所堰堤 上流 90m ～下流 90m
(7) 鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第 2 発電所堰堤 上流 90m ～下流 90m
(8) 鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第 3 発電所堰堤 上流 90m ～下流 90m
(9) 犀 川	長野市信州新町水内 水内発電所水内ダム 上流 180m ～下流 365m
(10) 犀 川	安曇野市豊科光 犀川発電所堰堤 上流 110m ～下流 110m
(11) 犀 川	松本市安曇 梓川頭首工 上流 150m ～下流 150m
(12) 犀 川	松本市安曇 霞沢発電所堰堤 上流 110m ～下流 110m

河 川 名	禁 止 区 域
(13) 農 具 川	大町市平 トチス橋～木崎湖への流入点から上流 250m の地点
(14) 稲尾沢川	大町市平 境橋 上流 200m ～下流 2,100 m
(15) 奈良井川	松本市大字島立 長野県南安曇郡勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤 上流 110m ～下流 110m
(16) 姫 川	北安曇郡小谷村大字北小谷 大網発電所堰堤 上流 365m ～下流 455m
(17) 姫 川	北安曇郡白馬村大字北城 姫川第 2 発電所姫川第 2 ダム 上流 90m ～下流 90m
(18) 天 竜 川	下伊那郡天龍村平岡 平岡発電所平岡ダム 上流 330m ～放水路下流 130m
(19) 天 竜 川	下伊那郡泰阜村 泰阜発電所泰阜ダム 上流 300m ～下流 670m
(20) 天 竜 川	駒ヶ根市中沢 南向発電所堰堤 上流 55m ～下流 275m
(21) 天 竜 川	駒ヶ根市東伊那 大久保発電所堰堤 上流 55m ～下流 275m
(22) 天 竜 川	上伊那郡辰野町大字平出 農業用水取水堰堤 上流 55m ～下流 180m
(23) 三 峰 川	伊那市長谷黒河内 長野県三峰川砂防堰堤 上流 110m ～下流 110m
(24) 三 峰 川	伊那市長谷非持 美和ダム 上流 100m ～下流 100m
(25) 三 峰 川	伊那市高遠町勝間 高遠ダム 上流 100m ～下流 100m
(26) 横 川 川	上伊那郡辰野町大字横川 横川ダム 上流 200m ～下流 300m

河 川 名	禁 止 区 域
(27) 木 曾 川	木曾郡大桑村大字須原 大桑発電所堰堤 上流 110m ～下流 110m
(28) 木 曾 川	木曾郡上松町大字荻原 桃山発電所堰堤 上流 110m ～下流 110m
(29) 木 曾 川	木曾郡木曾町福島 寝覚発電所堰堤 上流 110m ～下流 110m
(30) 木 曾 川	木曾郡木曾町日義 新開発発電所堰堤 上流 110m ～下流 110m
(31) 王 滝 川	木曾郡木曾町三岳 常盤発電所常盤ダム 上流 90m ～下流 275m

○ 調整規則第 20 条によるもの **【罰則－A 類】**

わかさぎの資源保護のため、以下の区域が保護法に基づく保護水面に指定され、禁止期間中全ての水産動植物の採捕が禁止されています。

- ・保護水面の区域：下記の位置に保護水面の管理者が建設した①と②の標柱を結ぶ線から下流の上川の区域及び③と④の標柱を結ぶ線以南の諏訪湖の区域

【保護水面の管理者が建設した標柱の位置】

- ① 諏訪市大字上諏訪字杉菜池 1978 番地先の上川の左岸
- ② 諏訪市大字上諏訪字小和田 2188 番地先の上川の右岸
- ③ 諏訪市大字上諏訪字渋崎 1792 番
- ④ 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡 1201 番地先の諏訪湖の護岸堤の基部

- ・禁止期間：1 月 1 日～ 4 月 30 日

- 遊漁規則、行使規則によるもの **【罰則－B類】**

調整規則に規定されている禁止区域の他にも、漁協が独自に禁止区域を設定している場合があります。

また、「投網禁止区域」のように漁法を制限した区域もあります。

溯（さく）河魚類の通路を遮断して行う採捕の制限

- 調整規則第 26 条によるもの **【罰則－A類】**

溯^{さく}河魚類（さけ、ます、あゆ等）の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、その通路の幅の 5 分の 1 以上を開通しなければなりません。この規定は、産卵を行う親魚や稚魚が移動するための通路を確保し、資源を保護しようというものです。

試験研究等の適用除外の手続き（調整規則第 28 条）

試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）の目的で水産動植物を採捕する場合に限り、知事の許可を受ければ、調整規則に規定されている漁具漁法の制限、禁止漁法、保護水面における採捕の禁止、禁止期間、全長等の制限、禁止区域、溯（さく）河魚類の通路を遮断して行う採捕の制限は適用されません。

この場合、知事が交付した「特別採捕許可証」を携帯しなければなりません。（なお、交付された許可証の記載事項を変更しようとする場合にも知事の許可が必要です。）

また、試験研究等の終了後、その結果を遅滞なく知事に報告しなければなりません。

2 主な罰則の内容

水産動植物の採捕の制限または禁止事項に違反した場合、次のような罰則が適用されます。

これらの制限または禁止事項は、漁業法第 3 条及び第 4 条に規定される水面（公共の用に供する水面など）に適用されます。

区分	罰則の内容（根拠法令）
A 類	調整規則違反 6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金又はこれを併科。 (調整規則第 33 条)
B 類	漁業権又は組合員行使権の侵害 100 万円以下の罰金。ただし、告訴がなければ公訴を提起することができない。 (漁業法第 195 条)
C 類	保護法違反 3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金。 (保護法第 41 条)
D 類	知事が委員会指示に従うことを命じた場合で、その命令に従わなかったとき 1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 (漁業法第 191 条)

※ 漁協が違反者に対して罰則を科すことはできません。

3 ブラックバス等の取扱い

ブラックバス等（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）は、強い魚食性と繁殖力を持つことから、うぐいやあゆ、わかさぎやこい、ふな、えび等の水産資源に影響を与えるばかりでなく、生物多様性保全という観点からも在来生物に悪影響を及ぼしています。

平成 17 年 6 月から外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）が施行され、ブラックバス等は生態系や水産業に被害を与えることから、「特定外来生物」に指定されており、飼育、保管、運搬、販売、譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止されています。

さらに、特定外来生物は、地域の特性に応じて完全排除又は低密度化を図ることが目標とされていることに鑑み、内水面漁場管理委員会指示で、次のようにブラックバス等の再放流を禁止しています（委員会指示に従わない場合の罰則は漁業法で定められています（D類））。

○ 長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成 20 年 3 月 21 日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

平成 20 年 6 月 1 日以降（野尻湖、木崎湖にあっては平成 20 年 12 月 1 日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

委員会指示は、漁業法に基づいていますので、県内の湖沼（諏訪湖、青木湖、木崎湖、松原湖、柳久保池等）、河川（千曲川、犀川、木曽川、天竜川等）など誰でも釣りができるように開放されている公共用水面に適用されますが、農業用ため池等の私有水面には適用されません。

また、委員会指示第 8 号は、釣ったブラックバス等を「再び放すことを禁止」するものであり、ブラックバス等を釣ることや

釣った魚をその場で締めて持ち帰ることを禁止するものではありません。

ただし、前述のとおり、ブラックバス等の生きたままの運搬、飼育、放流等は外来生物法で禁じられています。釣り上げた方は、水の入っていない容器（クーラーボックス等）に入れるか、その場で締めるかした後に、持ち帰って食べていただくか、一般廃棄物として取り扱ってください。

なお、野尻湖では、従来からオオクチバス、コクチバス釣りが、観光資源として活用されていたことから、野尻湖漁協から再放流禁止指示の解除申請があり、これらの魚の下流への逸出防止策が講じられていると委員会が認めたため、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、委員会指示第8号（ブルーギルを除く）が解除されています。

4 Q & A

Q1 魚を釣ろうとしたが、1尾も釣れなかった。それでも遊漁料を支払わなければいけないか。

A1 漁業関係法規でいう「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する行為をいい、その結果として現実とその水産動植物を自分の支配下に置くこと、又は所持していることを必要としません。ですから1尾も魚が釣れなくても、自然の魚を自分のものにしようとする行為をしたのですから、遊漁料を支払わなければいけません。

Q2 採捕禁止区域で釣りをしているが、全く魚を捕っていない場合、これは規則違反となるかどうか。

A2 「採捕」という行為の考え方はA1に示したとおりですので、採捕行為自体が禁止されていると解釈され、規則違反となります。なお、禁止区域は調整規則で規定されているものと、遊漁規則、行使規則で規定されているものがあり、それぞれ罰則が違います。

Q3 遊漁規則でいわな釣りの解禁が3月1日からとなっている漁協の管理漁場で、2月1日にいわなの採捕をしていた人の規則違反は何にあたるのか。また、2月20日にいわなの採捕をしていた人についてはどうなるのか。

A3 まず、調整規則でいわなの採捕禁止期間が「10月1日から翌年2月15日まで」となっていますので、「2月1日

の採捕行為」は調整規則違反になり罰則－A類が適用されます。

また、「2月20日」の場合は、調整規則には違反していませんが、遊漁規則に違反しています。この場合、罰則規定はB類が適用になり、漁業権者＝漁協が告訴して初めて違反が問われることになります。

なお、調整規則と遊漁規則との罰則に関するこのような適用は、禁止期間だけでなく、その他の制限・禁止事項についても同様です。

Q4 いwana、あまごの採捕禁止期間中に、禁止期間のない「うぐい」を釣っていると主張している釣り人は、規則違反となるかどうか。

A4 「採捕」とは水産動植物を捕ろうとする行為をいいます。この場合、その漁場がいわな、あまごの漁場となっており、うぐいを釣っていると釣り人が主張する方法がいわな、あまごを混獲すると客観的に判断される（例えば生き餌を使ったミャク釣り）なら、規則違反となります。

Q5 オオクチバスが漁業権の対象魚種になっていない漁協の管理する漁場で、オオクチバスを釣る場合に遊漁料を支払わなければいけないか。

A5 内水面の漁業権（第5種共同漁業権）は、対象となる水産動植物の種類を定めた漁業権で、免許を受ける者（＝漁協）が当該水産動植物を増殖する場合でなければ知事は免許してはならないことが漁業法で定められています。

したがって、遊漁料は漁業権の対象となっている魚種を採捕する場合に支払う必要があります。

ただし、漁業権の対象以外の魚種（オオクチバス）を釣るという名目で、遊漁料を支払わないで釣りをするを全面的に認めてしまうと、漁業権の対象魚種（在来ますやにじます等）を混獲するという漁業権の侵害を防ぐことができません。

そこで、釣りをする水域や漁法等から漁業権対象の魚種を混獲すると客観的に判断される場合には、遊漁料を支払っていただく必要があります。

※ 漁業権とは特定の水面において排他的に漁業を営む権利であることから、漁協組合員は増殖や漁場の管理にかかる費用を行使料や賦課金という形で負担しています。組合員以外の者（＝遊漁者）が採捕を行う場合には、組合員と同様に増殖などの費用の一部を負担してもらうため、遊漁料が設定されています。

第3章 漁協・遊漁規則一覧

1 漁業協同組合一覧

漁協名	所在地	電話	管理漁場(水系) [※]
南佐久南部	南佐久郡小海町 大字豊里756-11	0267-92-2167	千曲川(南佐久郡佐久穂町の旧八千穂村から上流の本支流)
松原湖	南佐久郡小海町 大字豊里4253-1	0267-93-2201	松原湖(猪名湖)・長湖
佐久	佐久市跡部17-1	0267-62-0764	千曲川(小諸市から南佐久郡佐久穂町の旧佐久町までの本支流)
上小	上田市常田1-2-16	0268-22-0813	千曲川(上田市から東御市までの本支流)
更埴	千曲市 上山田温泉2-11-3	026-275-1536	千曲川(長野市松代町から埴科郡坂城町までの本支流)
千曲川	須坂市 大字村山145-1	026-245-2136	千曲川(上高井郡小布施町から長野市松代町の本支流) 篠井川・浅川<北信漁協と共同管理>
野尻湖	上水内郡信濃町 大字野尻269-5	026-258-3515	野尻湖・古海川
北信	上水内郡飯綱町 大字牟礼936-2	026-253-6696	千曲川(中野市から小布施町の本支流) 鳥居川・斑尾川 夜間瀬川<千曲川合流部は高水漁協と共同管理> 篠井川・浅川<千曲川漁協と共同管理> 関川・氷沢川(新潟県知事免許)

高水	飯山市大字 静岡町尻1340-1	0269-62-3646	千曲川（中野市から下流の本支流） 中津川（切明発電所から下流）
志賀高原	下高井郡山ノ内町 大字平隠7148 丸池ホテル	0269-34-2721	中津川・雑魚・魚野川（切明発電所から上流）
青木湖	大町市平21048	0261-23-1504	青木湖・中綱湖 豊具川
木崎湖	大町市平10458	0261-22-8576	木崎湖 豊具川
北安中部	大町市大町2763	0261-22-7107	高瀬川・乳川（大町市の区域） 豊具川
安曇	松本市安曇20-2	0263-94-2982	梓川（松本市安曇、奈川の区域） ＜一部波田漁協と共同管理＞
波田	松本市波田10098 （波田商工会内）	0263-92-2246	梓川（梓橋橋台上流端から上流。梓川と黒川の合流点までの烏々谷川を除く本支流）＜一部安曇漁協と共同管理＞
犀川	安曇野市 明科中川手3842-3	0263-62-2022	犀川（東筑摩郡生坂村・長野市大岡から松本市の区域の本支流） 高瀬川・乳川（北安曇郡松川村から下流） 梓川・奈良井川・田川の各下流域（松本市の区域） 金熊川（東筑摩郡生坂村の区域）
奈良井川	塩尻市大字宗賀 桔梗ヶ原71-599	0263-53-1505	奈良井川（塩尻市・松本市島立橋上、鎮川合流地点より上流） 鍋川（朝日村、松本市） 田川（塩尻市・松本市並柳橋より上流）
犀川殖産	長野市 信州新町新町34-8	026-262-2212	犀川（長野市の区域から大町市八坂・東筑摩郡生坂村の本支流） 金熊川（大町市八坂から上流）・柳久保池

漁協名	所 在 地	電 話	管 理 漁 場 (水系)**
裾花川水系	長野市 中御所3-14-10	026-227-5438	裾花川 (長野市)
姫川上流	北安曇郡白馬村 大字北城12875	0261-72-5955	姫川 (長野県の区域の本支流) 県境の区域の本流 <糸魚川内水面漁協と共同管理>
糸魚川内水面	新潟県糸魚川市 大字須沢2426	0255-52-7828	姫川 (県境の区域の本流) <姫川上流漁協と共同管理>
木曾川	木曾郡 木曾町福島4935-1	0264-22-2580	木曾川 (長野県の区域の本支流) 県境の区域の本流
釜無川	諏訪郡 富士見町落合10777 (富士見町役場内)	0266-62-9234	釜無川
諏訪東部	茅野市宮川3939-4	0266-73-5060	上川・宮川 (茅野市から上流の区域) (白樺湖を除く)
諏訪湖	諏訪市波崎1792-374	0266-52-4055	諏訪湖及び諏訪湖流入河川本支流。ただし、上川・宮川については諏訪市から下流の本支流。 天竜川 (岡谷市から上流の本支流)
天竜川	伊那市狐島4445	0265-72-2445	天竜川 (下伊那郡松川町・上伊那郡中川村から上伊那郡辰野町の本支流) 小渋川 (小渋ダムから下流)
下伊那	飯田市松尾明7499	0265-23-0327	天竜川 (下伊那郡松川町から下流の本支流。ただし遠山川・阿智村波合の和知野川、小渋川の小渋ダムを除く) 県境の区域の本流 <静岡県佐久間ダム非出資漁協と共同管理>
遠山	飯田市南信濃和田1257	0260-34-2201	遠山川

浪 合	下伊那郡 阿智村浪合1018	0265-47-2214	和知野川（下伊那郡阿智村浪合の区域）
平 谷 村	下伊那郡 平谷村354 （平谷村役場内）	0265-48-2211	平谷川（下伊那郡平谷村の区域）
根 羽 川	下伊那郡 根羽村2131-1 （根羽村役場内）	0265-49-2111	矢作川（下伊那郡根羽村の区域）
長野県漁 業協同組 合連合会	長野市岡田町148-5 （長野県漁連会館）	026-228-0125	—

※ 漁場の位置については概略を示したものであり、漁業権免許の記載事項を示したものではありません。
 漁場の区域の詳細、特に境界については、各漁協にお問い合わせください。

2 漁業権対象魚種一覧

免許番号 (主な漁場)	魚種 漁協名	あ	こ	ふ	う	おい	か	う	な	ぎ	む	とんこ	にじ	やま	あま	ひめ	木崎	い	え	し	か	た
内共第1号 (千曲川上流)	南佐久南部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐久	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上小	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	更埴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第2号 (千曲川下流)	千曲川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第3号 (裾花川)	高水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	裾花川水系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第4号 (犀川)	奈良井川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	波田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	犀川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安曇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第5号 (諏訪湖水系)	北安中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	犀川殖産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	諏訪湖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	諏訪東部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[illegible]

免許番号 (主な漁場)	魚種 漁協名	あ	こ	ふ	う	おい	か	う	な	ぎ	じ	な	ま	ざ	ろ	は	に	め	ま	す	木	い	え	し	じ	が	す	た
内共第18号 (池尻川) (関 川)	北 信	ゆ	い	な	い	わ	か	い	な	ぎ	う	じ	ま	ず	ろ	ぜ	す	め	ご	す	す	な	び	ます	み	い	が	し
			○	○	○			○	○								○					○						
					○			○									○					○						

○：第5種共同漁業権
□：第1種共同漁業権

3 漁業協同組合遊漁規則一覧

(1) 遊漁についての制限

ア 漁具漁法

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
南 佐 久 南 部 漁 業 協 同 組 合	竿 釣 手 釣	1人1本	投 網 た も 網 さ で 網	(1) しなのゆきまです以外の魚種を対象とする場合に 限る。 (2) 1人1統 (3) 網目こま12mm（わかさを対象とする場合は、 5.5mm）以上
佐久漁業協同組合	竿 釣	1人1本（こい及びふなを対象とする場合は、1人2本以内）	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
上小漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本とし、友釣りに限る。）	延 縄	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1統10m以内 (3) 1人10統以内
更埴漁業協同組合	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）
			置 針	(1) うなぎを対象とするものに限る。 (2) 承認期間1年のものに限る。 (3) 1人3本以内

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
千 曲 川 漁 業 協 同 組 合	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆ、いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本）	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆ、いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本）
	投 網		投 網	(1) あゆ、いわな、やまめ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 承認期間1年のものに限る。 (3) 網目こま12mm以上 (4) 1人1統
北信漁業協同組合 (内 共 第 2 号)	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人3本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人3本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）
北信漁業協同組合 (内 共 第 1 8 号) (池 尻 川・関 川)	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人1本	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人1本
高水漁業協同組合 (内 共 第 2 号)	竿 釣	1人2本以内	—	—
高水漁業協同組合 (内 共 第 9 号)	竿 釣	1人1本	—	—
裾 花 川 水 系 漁 業 協 同 組 合	竿 釣	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	た も 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統		

奈良井川 漁業協同組合	竿	釣	1人2本以内（あゆを対象とする 場合は、1人1本）	投	網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統
	さで	網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統	や	す	1人1統
	たも	網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統			
波田漁業協同組合	竿	釣	1人1本	投	網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも	網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統	や	す	1人1統
	さで	網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統			
犀川漁業協同組合	竿	釣	1人2本以内	投	網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも	網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統			(3) 舟からの乗りうちは禁止
						—
安曇漁業協同組合 北安中 漁業協同組合	竿	釣	1人1本	—		
	竿	釣	1人1本	投	網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 1人1統
				たも	網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 口径45cm以下 (4) 1人1統

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
犀川殖産 漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内（あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまです以外の魚種を対象とする場合は、1人1本）	さ で 網 た も 網 四ツ手網	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまです以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統
	投 網	(1) にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまです以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統	や す 延 縄	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまです以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統 (1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまです以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 10m以内
			う け 箱 伏	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまです以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人10箇以内
諏訪湖漁業協同組合	竿 釣	(1) 竿釣はどじょう、うなぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 手釣はわかぎを対象とする場合に限る。 (3) 1人2本以内	投 網	(1) こい、ふな、なまず、わかぎ、おいかわ、うぐい、むろを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm（わかぎを対象とする場合は5.5mm）以上 (3) 1人1統
	手 釣	(4) 竿釣のルールは、わかぎ釣り、こい釣り、毛針釣り以外に使用してはならない。	小四ツ手網	(1) こい、ふな、わかぎを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm（わかぎを対象とする場合は5.5mm）以上 (3) 1人1統

諏訪東部 漁業協同組合	竿 釣	(5) リールの使用に当たっては、 重りを付けた投げ釣りは禁止 する。 (6) ルアー釣りは、禁止する。	罓うけ とめ針 直釣	(1) どじょうを対象とする場合に限る。 (2) 1人50統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人100統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
		1人1本	投網 たも網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
		(1) あゆ以外の魚種を対象とする 場合に限る。 (2) 1人20本以内	罓 網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人10統以内 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人2統以内
天竜川漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内	投網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上
			たも網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 間口60cm以内
		わかさぎ以外の魚種を対象とする 場合に限る。	さで網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま3mm以上
下伊那漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内 (あゆを対象とする 場合は、1人1本)	さで網 たも網 投網 延縄	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
遠山漁業協同組合	竿 釣	1人1本	—	—

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
木曽川漁業協同組合	竿 釣	1人1本（こいを対象とする場合は、1人3本以内、採捕量5尾以内）	—	—
姫川上流漁業協同組合（内共第8号）	竿 釣	1人1本	—	—
姫川上流漁業協同組合（内共第17号）	竿 釣	1人1本	—	—
志賀高原漁業協同組合	竿 釣	1人1本	—	—
根羽川漁業協同組合	竿 釣	1人1本	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
			ガ リ	(1) あゆを対象とする場合に限る。 (2) 1人1本
			や す	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
			捨 針	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人5統以内
松原湖漁業協同組合	手 竿 釣	(1) 1人2本以内 (2) 動力付きボートによる遊漁は禁止	—	—

野尻湖漁業協同組合	手 竿 釣	釣 釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内	手 竿 釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内
青木湖漁業協同組合	手 竿 釣	釣 釣	1人2本以内	—	—
木崎湖漁業協同組合	手 竿 釣	釣 釣	1人2本以内	—	—
浪合漁業協同組合	竿 釣	釣	1人1本	—	—
平谷村漁業協同組合	竿 釣	釣	1人1本	—	—
	捨 針	針	1人50本以内	—	—
釜無川漁業協同組合	竿 釣	釣	1人1本以内	—	—
糸魚川内水面 漁業協同組合	竿 手 釣	釣 釣	竿の長さ11m以内	—	—

イ 遊漁の期間

漁業権者の名称	対象魚種	あ ゆ	ま す 類	か じ か	その他の魚種
南佐久南部漁業協同組合		6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、組合が別に公表する区域期間。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、小海町大字豊里穂穂発電所堰堤から小海町大字千代里宮下頭首工までの千曲川本流。また、投網については、別に組合が公表する区域期間。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。ただし、投網については別に組合が公表する区域期間。 しなのゆきます 周年。(佐久穂町旧八千穂村、小海町及び南牧村の区域の千曲川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで) 投網については、別に組合が公表する区域期間。	5月16日から12月31日まで。(佐久穂町旧八千穂村、小海町及び南牧村の区域の千曲川本流、小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで) 投網については、別に組合が公表する区域期間。	周年。(佐久穂町旧八千穂村、小海町及び南牧村の区域の千曲川本流、小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで) 投網、毛ばり釣りについては、別に組合が公表する区域期間。
佐久 漁 業 協 同 組 合		公表(解禁)の日から12月31日までの間。ただし、友釣り以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間。	にじます 10月第2土曜日から翌年9月30日まで。ただし、10月第2土曜日から翌年2月15日までは佐久市中込佐久大橋橋台下流端から佐久市今井小諸発電所今井取水堰堤までの千曲川本流。投網については、組合が別に定めた区域期間。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。ただし、投網については組合が別に定めた区域期間。	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については組合が別に定めた区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣りについては、組合が別に定めた区域期間。

上小漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年。ただし、引虫釣（毛ぼり釣）は、4月1日からあゆめの解禁日まで禁止。
更埴漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁法は別に組合が定めて公表する日から12月31日まで。	にじます 周年。ただし、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間は、10月1日から翌年2月15日までの期間においてはその場で再放流しなければならぬ（キャッチアンドリリース区間）。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
千曲川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、犀川、千曲川本流のみ。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
北信漁業協同組合 (内共第2号)	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に公表する日から12月31日まで。	にじます、いわな、やまめ 3月第3日曜日（浅川にあっては2月16日）から9月30日まで。 ただし、下記の区間ではにじますに限り3月第3日曜日から翌年3月第3日曜日の前々日まで。 ① 長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川。 ② 山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川。 ③ 横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋。	5月16日から2月末日まで。	周年
北信漁業協同組合 (内共第18号)		3月第3日曜日から9月30日まで。 (ただし、関川・氷沢川は3月1日から9月30日まで。)		周年
高水漁業協同組合 (内共第2号)		3月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年

漁業権者の名称 対象魚種	あ ゆ	ま す 類	か じ か	その他の魚種
高水漁業協同組合 (内 共 第 9 号)		3月16日から9月30日まで。		
裾花川水系漁業協同組合	6月1日以降で組合が定めて公表する日時から9月30日まで。ただし、友釣り以外の漁法は組合が別に公表した日時から9月30日まで。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年3月第2日曜日の前日までは、長野市中御所長安橋から長野市戸隠参宮橋までの裾花川本流のみとする。 いわな、やまめ 3月第2日曜日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、戸隠村参宮橋より上流については、3月第2日曜日から9月30日まで。
奈良井川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は組合が公表する日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周 年
波田漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。 ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、3月1日から9月30日まで。	5月16日から翌年2月末日まで。 ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、3月1日から9月30日まで。
犀川漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周 年
安曇漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	2月16日から9月30日まで。
北安中部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周 年
犀川産産漁業協同組合	6月1日以降組合が漁具、漁法ごとに公表する日から12月31日まで。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、犀川本流のみ。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。		周 年

		しな ゆきます 4月1日から11月30日まで。			
諏訪湖漁業協同組合			4月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、わかさぎについては組合が公示する禁止期間を除く。また、投網、小四ッ手網については組合が公示する禁止期間を除く。
諏訪東部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。		2月16日から9月30日まで。		周年
天竜川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公示する日から12月31日まで。		2月16日から9月30日まで。	5月16日から12月31日まで。	わかさぎ 10月1日から翌年3月31日までの期間内で、組合が定めて公示する期間。ただし、わかさぎ以外 周年。ただし、4月1日からあゆ友釣り解禁までの間毛ばりを禁止。
下伊那漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。		2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
遠山漁業協同組合	6月1日以降で組合が定め公表する日から12月31日まで。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。		3月1日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	
木曽川漁業協同組合	6月1日以降で組合が定めて公示する期間。		3月1日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
姫川上流漁業協同組合 (内 共 8 号)			3月1日から9月30日まで。		周年

漁業権者の名称 対象魚種	あ	ゆ	ま	す	類	か	じ	か	その他の魚種
姫川上流漁業協同組合 (内 共 第 1 7 号)			3月1日から9月30日まで。					周	年
志賀高原漁業協同組合			4月16日から9月30日まで。						
根羽川漁業協同組合		6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、竿釣り以外の漁具漁法は8月14日から9月15日まで。							4月1日から9月15日まで。
松原湖漁業協同組合									周年。ただし、わかさぎを対象とする遊漁については、組合が別に定めた区域期間。
野尻湖漁業協同組合				ひめます 周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。					周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。
青木湖漁業協同組合				ひめます、しなのゆきます 周年。ただし、日の出から日没まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。ただし、日の出から日没まで。					周年。ただし、日の出から日没まで。
木崎湖漁業協同組合				木崎ます 4月1日から9月14日まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。					周年。ただし、日の出から日没まで。
浪合漁業協同組合				5月3日から8月31日まで。					
平谷村漁業協同組合				4月1日から9月30日まで。					

金無川漁業協同組合		3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	
糸魚川内水面漁業協同組合	6月第4土曜日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。		周 年

ウ 禁止区域

漁業者の名称	千 曲 川	禁 止 区 域	期 間
南 佐 久 南 部 漁 業 協 同 組 合	千 曲 川	南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域	周 年
	大 石 川	南佐久郡佐久穂町大字八郎及び千代里遊亀湖堰堤から上流南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳2092番地に組合が設置した標識までの区域	周 年
	南 相 木 川	南相木ダム下流の南佐久郡南相木村弥五平(右岸側)アクリ石(左岸側)貯砂ダムから上流域の本川とその間に流れ込む支流の全域	周 年
	千 曲 川	南佐久郡佐久穂町大字高野町の臼田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
佐久漁業協同組合	千 曲 川	小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域	周 年
	(投網禁止区域)		
	坂 井 川	南佐久郡佐久穂町池の尾橋より上流域の本流及び支流	周 年
	雨 川	小海線鉄橋より上流域の本流及び支流	周 年
	内 山 川	苦水橋より上流域の本流及び支流	周 年
	香 坂 川	志賀川との合流点より上流域の本流及び支流	周 年
	志 賀 川	潜岩橋より上流域の本流及び支流	周 年
	湯 川	御代田面替橋より上流域の本流及び支流	周 年
上小漁業協同組合	千 曲 川	千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋まで	周 年
	千 曲 川	東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周 年
	千 曲 川	上田市下半過の六ヶ郷堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年
	千 曲 川	上田市小牧と下堀を結ぶ上田農水(小牧)堰堤から上流右岸30メートル左岸80メートルに至る区域	周 年
	依 田 川	上田市武石沖の飛魚堰堤から上流30メートル下流30メートルに至る区域	周 年
	鹿 曲 川	東御市大日向の学校裏堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年

千 川 漁 業 協 同 組 合 (内 共 第 2 号)	鹿 曲 川	東御市大日向の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年
	鹿 曲 川	東御市田之尻の東電堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年
	鹿 曲 川	東御市畦田の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年
	宇 原 川	須坂市大谷不動尊黒門より上流の宇原川本流及び支流	周 年
	鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周 年
	鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周 年
	鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周 年
	鳥 居 川	長野市戸隠奥社入口の組合が設置した標識から上流全域(森林植物園)及び下流200メートルの標識までの区域	周 年
	鳥 居 川	上水内郡飯綱町大字倉井釜淵用水取水口堰堤から下流200メートルの標識までの区域	10月1日から5月31日まで
	鳥 居 川	長野市豊野町川谷の川谷橋から下流100メートルの標識までの区域	10月1日から5月31日まで
高水漁業協同組合 (内 共 第 2 号)	横 湯 川	下高井郡山ノ内町志賀高原の清水橋から上流の全区域	周 年
	千 曲 川	飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル及び下流365メートルに至る区域	周 年
	北野川支流	滝より上流の全区域	周 年
	ムジナ沢川		
裾 花 川 水 系 漁 業 協 同 組 合	裾 花 川	長野市鬼無里奥裾花ダムより上流の三枚沢流れ込みまで(三枚沢を含まない)及びダム放水口から下流30メートルの間	周 年
	裾 花 川	長野市鬼無里大佐出沢の全区域	周 年
	裾 花 川	長野市鬼無里クルワ下沢の全区域	周 年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
奈良井川漁業協同組合	濁川 長野市鬼無里の本流及び支流 (投網禁止区域)	周 年
	裾花川 長野市鬼無里西京堰堤より上流の本支流全域	周 年
	小川 長野市鬼無里の本支流全域	周 年
	楠川 長野市戸隠折橋より上流の本支流全域	周 年
	ウズクマ川 長野市戸隠の本支流全域	周 年
	(投網禁止区域)	
	奈良井川 塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダムのダム湖並びにその上流の本流及び支流	周 年
波田漁業協同組合	梓川 松本市安曇の梓川頭首工から上流150メートル下流150メートルに至る区域	周 年
	犀川 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	奈良井川 松本市大字島立荒井の長野県安曇野市勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	鳥川 安曇野市堀金の鳥川第1発電所上流の須砂渡砂防ダムから本沢堰堤までの区域	周 年
	女鳥羽川 松本市大字三才山一ノ瀬上の堰堤から上流の本流及び支流	周 年
	薄川 松本市大字入山辺原ダム堰堤から上流の本流及び支流	周 年
	小仁熊川 東筑摩郡筑北村字洞坂に設置した標識から中央自動車道長野線小仁熊橋上流端に至る区域	周 年
会田川漁業協同組合	(投網禁止区域)	
	会田川 松本市会田山王橋から上流の本流及び支流	周 年
	女鳥羽川 松本市の田川と女鳥羽川合流地点から上流の本流及び支流	周 年
	薄川 松本市筑摩見晴橋から上流の本流及び支流	周 年
	麻績川 東条川との合流点から上流の本流及び支流	周 年
	東条川 麻績川との合流点から上流の本流及び支流	周 年
		周 年

安曇漁業協同組合	梓川	松本市安曇電沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間	周 年
	梓川	松本市安曇東京電力稲核ダム堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間	周 年
	梓川	松本市安曇昭和電工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間	周 年
	梓川	松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域	周 年
	梓川	松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間	周 年
	梓川	松本市安曇梓川頭首工から下流150メートル上流150メートルの間	周 年
北安中漁業協同組合	高瀬川	大町市平の高瀬ダム敷下流端（放流吐出口）から上流アハまでの区域	周 年
	高瀬川	大町市平の七倉ダム敷下流端（放流吐出口）から上流アハまでの区域	周 年
	高瀬川	大町市平の中の沢発電所放流口を中心とし上流25メートル及び下流25メートルの区域	周 年
	鹿島川	鹿島川支流井出の沢、鹿島川サイホンから大町市平1367-5と1367-26を結んだ橋梁の下流端までの区域及び井出の沢合流点から大町市平2028-5湧水流出口までの区域	周 年
	(投網、たも網禁止区域)		
犀川殖産漁業協同組合	豊具川	本流及び支流	周 年
	籠川	本流及び支流	周 年
	犀川	長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域	周 年
	(キャッチアンドリリース区間※)		
	犀川	長野市大岡乙の六八橋橋台上流端から長野市信州新町日原東の更級橋橋台下流端までの本流	周 年

※キャッチアンドリリース区間：採捕した魚（こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、いわな、やまめ、にじます）の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない区域

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
諏訪湖 漁業協同組合	次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域 基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川左岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川右岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点3 諏訪市大字上諏訪字波崎1792番地に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖護岸堤基部に保護水面管理者が建設した標柱の位置	1月1日から5月31日まで
	上 川 諏訪市四賀堰堤から茅野市江川橋までの区域の本流	周 年
	(わかさぎ漁禁止区域)	
	わかさぎの資源確保及び漁業調整のために必要な場合に、組合が公示する区域	公示する期間
諏訪湖 天竜川 漁業協同組合	上 川 諏訪市四賀堰堤から江川橋に至る区域の本流	周 年
	上 川 茅野市米沢塩沢堰堤より上流1,000メートルに至る区域の本流	周 年
	天 竜 川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰から上流55メートル下流180メートルに至る区域	周 年
	三 峰 川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	三 峰 川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
	三 峰 川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
	横 川 上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流200メートル下流300メートルに至る区域	周 年
山室川支流	上伊那郡長谷村の駒形沢と鹿塩沢全域	周 年

下伊那 漁業協同組合	大曾 倉 川	駒ヶ根市の大曾倉川支流の竹の沢全域	周 年
	片 桐 松 川	下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川	下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから上流330メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川	下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域	周 年
	松 川	飯田市上飯田の松川ダムから上流200メートル下流150メートルに至る区域	周 年
	早 木 戸 川	下伊那郡天龍村神原の早木戸発電所取水堰堤から上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
	湯洞沢支流	下伊那郡阿智村智里京平（ヘブンズ園原）遊歩道脇の第1沈殿池上流端より、下流湯洞沢本流との合流点に至る区域	周 年
	谷 沢 川	飯田市千代の山中橋橋台下流端より上流の区域	周 年
	片 桐 松 川	下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周 年
	伊 藤 沢 川	飯田市上村伊藤沢川砂防ダムの下流端から上流全域	周 年
遠山漁業協同組合	遠 山 川	飯田市上村1329番地先より上流の支流加良沢水系の全域	周 年
	木 曾 川	木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	木 曾 川	木曾郡上松町大字萩原の桃山発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	木 曾 川	木曾郡木曾町福島中組の寝覚発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	木 曾 川	木曾郡木曾町日義の新開発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
	王 滝 川	木曾郡木曾町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流90メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	王 滝 川	木曾郡木曾町三岳牧尾ダム堰堤から上流550メートルに至る区域	周 年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
王 滝 川	木曽郡王滝村滝越ダム堰堤から上流90メートル下流100メートルに至る区域	周 年
王 滝 川	木曽郡王滝村三浦ダム堰堤右岸上流500メートル地点と同左岸上流200メートル地点とを結ぶ線から下流のたん水域	周 年
王 滝 川	木曽郡王滝村水無沢水位測点5号から上流の三浦ダムたん水域	周 年
味 噌 川	木曽郡木祖村小木曽の味噌川ダム上流の貯砂ダムから下流65メートルの地点から上流の味噌川本支流全域	周 年
味 噌 川	木曽郡木祖村小木曽の味噌川ダム堰堤から上流600メートル下流550メートルに至る区域	周 年
水 木 沢	木曽郡木祖村小木曽の笹川合流点から上流の水木沢全域	周 年
黒 川	木曽郡木曽町福島黒川渡ダム堰堤から下流木曽川合流点に至る区域	周 年
小 川	木曽郡上松町赤沢黒沢合流点から上流の赤沢本支流全域	周 年
柳 野 沢	木曽郡南木曽町読書の木曽川合流点から上流の柳野沢全域	周 年
坪 川	木曽郡南木曽町田立の滝上（天河滝より上）の坪川全域	周 年
(かじか漁禁止区域)		
末 川	木曽郡木曽町開田高原末川の大屋橋から上流小野原橋上の堰堤に至る区域	周 年
(子ども釣り専用区域※)		
木 曽 川	(木曽郡木祖村) 川の駅エリア内の0.26km	周 年
八 沢 川	(木曽郡木曽町福島) 木曽川合流点を起点とし上流駒迎橋までの0.7km	周 年
上 田 沢 川	(木曽郡大桑村) 木曽川合流点を起点とし村道長野線と交差する地点までの0.95km	周 年
サヨリ沢川	(木曽郡大桑村) 大桑村長野地区1656-14番地下を起点とし村道長野線沿いに上がり1458-2番地横までの1.0km	周 年
※子ども釣り専用区域：中学生以下の者が遊漁をする場合を除き、遊漁をしてはならない区域		

姫川上流 漁業協同組合 (内共第8号)	姫川	北安曇郡小谷村大字北小谷の大綱発電所堰堤から上流365メートル下流455メートルに至る区域	周 年
	大海川	北安曇郡小谷村大字中土大海川明才堰頭首工より上流区域本支流全域	周 年
	姫川	北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上流90メートル下流90メートルに至る区域	周 年
	姫川	北安曇郡白馬村大字神城内山橋上流の本支流	周 年
姫川上流 漁業協同組合 (内共第17号)	姫川	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から上流200メートル下流端から下流200メートルの間の区域（魚道を含む）。	周 年
	雑魚川	全支流（満水川と外川を除く。）及び雑魚川と小雑魚川の合流点より雑魚川の上流全域	周 年
	満水川	県道志賀高原公園線カヤの平橋より上流の本支流	周 年
	源左切沢	下伊那郡根羽村浅間川合流点から上流	周 年
根羽川 漁業協同組合	ススキン沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周 年
	中の沢	下伊那郡根羽村黄野川合流点から上流	周 年
	ワナバ沢	下伊那郡根羽村黄野川合流点から上流	周 年
	小戸名川	下伊那郡根羽村東又橋から上流	周 年
岩魚沢	ハジカミ沢	下伊那郡根羽村八丁平橋から上流	周 年
	山の神沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周 年
	野尻湖	上水内郡信濃町大字野尻字舟瀬230番地先の標柱と同237番地先の標柱を結んだ線の北西側	周 年
	野尻湖	上水内郡信濃町大字狐久保435-2番地沖の標識と同442-5番地沖の標識を結んだ線の南西側	6月15日から9月15日まで
野尻湖 漁業協同組合	野尻湖	上水内郡信濃町大字富濃字西原3946-4沖の2基の標識を結んだ線の南側	6月15日から9月15日まで

漁業権者の名称	湖 川	禁 止 区 域	期 間
青木協同組合 木崎協同組合 木崎協同組合	野 尻 湖	上水内郡信濃町大字富濃字宮沢3940-95番地沖の標識と大字古海字宮沢4749番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
	野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川内桐久保4668番地沖の標識と同4689-1番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
	野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川4467番地沖の標識と同4472-5番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
	池 尻 川	上水内郡信濃町大字野尻字海端249-7番地横の水門から大字野尻字御小屋1332番地2横の水門までの間の水路	周 年
	青 木 湖	青木発電所放水口を中心に半径100メートルの区域内	周 年
木崎協同組合 木崎協同組合	農 具 川	大町市平のトチス橋から木崎湖への流入点より上流250メートルの地点までの区域	周 年
	稲 尾 沢 川	大町市平の境橋から上流200メートル下流2,100メートルに至る区域。	周 年
	一 律 沢 川	大町市の区域内の一津沢川、ただし、木崎湖への流入点から上流150メートルの間は除く	周 年
	ト チ ス 川	全川	周 年
	和 知 野 川	中部電力浪合堰堤から上流250メートル下流250メートルに至る区域	周 年
浪合漁業協同組合	治 部 坂 川	二の又ダムより上流の本流及び支流	周 年
	恩 田 川	蘭平ダムより上流の本流及び支流	周 年
	平 谷 川	柳川合流点から平谷大橋までの区間の本支流	周 年
平谷村 谷協同組合 谷協同組合	姫 川	糸魚川市内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から200メートル下流端から200メートルの間の区域（魚道を含む）。	周 年

エ 全長制限

次の表に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

対象魚種 漁業権者の名称	いわな	やまめ あまご	にじます	ひめます	木崎ます	うぐい	こい	ふ	な	うなぎ	おいわ	かじか	しなの ゆきます	あゆ
南佐久南部漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30		5		
佐久漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8	5		
上小漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8	5		
更埴漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8	5		
千曲川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8			
北信漁業協同組合 (内 共 第 2 号)	15	15	15			10	18	10	10	30	8			
北信漁業協同組合 (内 共 第 1 8 号)	15	15	15			10	18	10	10					
高水漁業協同組合 (内 共 第 2 号)	15	15	15			10	18	10	10	30	8	5		
高水漁業協同組合 (内 共 第 9 号)	15	15												
裾花川水系漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	10	30	8	5		

対象魚種 漁業権者の名称	いわな	やまめ あまご	にじます	ひめます	木崎ます	うぐい	こい	ふ	な	うなぎ	おいかわ	かじか	しなの ゆきます	あゆ
奈良井川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8				
波田漁業協同組合	15	15	15			10								
犀川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8				
安曇漁業協同組合	15	15	15			10								
北安中部漁業協同組合	15	15	15			10	18							
犀川殖産漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8		15		
諏訪湖漁業協同組合	15	15				10	30	10	40かつ 200g	8				
諏訪東部漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8				
天竜川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8				
下伊那漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8				
遠山漁業協同組合	15	15												
木曾川漁業協同組合	15	15	15			10	20							
姫川上流漁業協同組合 (内 共 8 号)	15	15	15			10								

姫川上流漁業協同組合 (内 共 第 1 7 号)	15	15	15			10										
志賀高原漁業協同組合	20															
根羽川漁業協同組合	15	15				10					8					
松原湖漁業協同組合							18	10								
野尻湖漁業協同組合				15		10	18	10	30							
青木湖漁業協同組合	15			15		10	18	10	30	10			15			
木崎湖漁業協同組合	15				15	10	18	10	30	10						
浪合漁業協同組合	15	15														
平谷村漁業協同組合	15	15														
釜無川漁業協同組合	15	15	15									10				
糸魚川内水面漁業協同組合	15	15	15			10										10

(2) 遊漁料の額及び納付場所

ア 遊漁料の額

漁業権者の 名 称	免 除 規 定 が あ る 場 合						免 除 規 定 が な い 場 合				遊漁する 場所 で漁 場監視員 に支払う 場合に附 加する額
	漁具 漁法	一 般		小学生 以下の 者	中 学 生	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ	あゆ以外の の魚種	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通	
		あ ゆ 1日 (円)	あゆ以外の魚種 1日 (円)								
南佐久南部 漁業協同組合	釣 手 釣	2,100	8,400	1,700	8,400	無 料	一般の1/2相当額	1日 2,630円	1日 2,100円		700円
佐 久 漁業協同組合	竿 釣	2,200	13,000	1,300	6,500 (にじます にあつて は、2月16 日から5月 30日) 3,500 (10月第二 土曜日から 翌年2月15 日まで。に じますに限 る。)	あゆ以外の魚種 無 料 あゆ 一般の1/2相当額	1年 一般の1/2相当額			1年当たり 21,600円	700円
上 小 漁業協同組合	竿 釣	2,200	13,000	1,300	6,500	あゆ以外の魚種 無 料 あゆ 1日 2,200円 1年 一般の1/2 相当額	あゆ以外の魚種 1日 一般と同額 1年 無 料 あゆ 1日 2,200円 1年 一般の1/2 相当額		1年 5,500円		700円
更 埴 漁業協同組合	竿 釣	2,160	12,960	800	5,400置 針を含む	無 料	一般の1/2相当額				1,000円

千曲川 漁業協同組合	竿釣	2,000	9,000	500	5,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網	1年 8,000円	1年 10,000円 (いわず、や まめを除く)	800円
北信 漁業協同組合 (内共第2号)	竿釣	1,400	7,800	1,200	6,000	無料	無料	一般の1/2相当額				1,000円
北信 漁業協同組合 (内共第18号)	竿釣			1,200	6,000	無料	無料	一般の1/2相当額				1,000円
高水 漁業協同組合 (内共第2号)	竿釣			800	5,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				700円
高水 漁業協同組合 (内共第9号)	竿釣			800	5,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				700円
稲花川水系 漁業協同組合	竿釣 たも網	1,500	6,000	1,000	5,000	無料	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 8,000円	1年 8,000円	1,000円
奈良井川 漁業協同組合	竿釣 たも網 さで網	2,000	8,000	1,000	6,300	無料	無料	1年 2,000円	投網 やす		投網 1年 10,000円 やす 1年 2,000円	1,000円
波田 漁業協同組合	竿釣 たも網 さで網 投網 やす			1,100	4,400	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				1,000円
屋川 漁業協同組合	竿釣 たも網			1,000	6,300	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網	1年 8,400円	1年 8,400円	700円
安曇 漁業協同組合	竿釣			1,050	4,200	無料	無料	無料				1,000円

漁業権者の 名 称	免 除 規 定 が あ る 場 合						免 除 規 定 が な い 場 合				遊漁する 場所 で漁 場監視員 に支払う 場合に附 加する額
	漁具 漁法	一 般		中 学 生	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ	あゆ以外の 魚種	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通		
		あ	あゆ以外の魚種								
										あゆ以外の魚種	
北 安 中 部 漁業協同組合	竿 釣		1,000	5,000	無 料	無 料		無 料	1日 1,500円 1年 5,000円		500円
犀 川 殖 産 漁業協同組合	竿 釣	1,500 (高校生は、一般の1/2相当額)	1,000 (高校生は、一般の1/2相当額)	5,000 (高校生は、一般の1/2相当額)	無 料	無 料	一般の1/2相当額			1年当たり 4,000円	1,000円
諏 訪 湖 漁業協同組合	竿 釣 竿 手 釣		1,000	6,000	無 料	無 料	一般の1/2相当額		1年 9,000円		500円
諏 訪 東 部 漁業協同組合	竿 釣 すて針	1,800 (すて針を除く)	1,000	6,000	無 料	1年 400円				1年 11,000円	500円
天 竜 川 漁業協同組合	手 釣 竿 釣 徒手釣	2,200 (高校生は、一般の1/2相当額)	1,100 (高校生は、一般の1/2相当額)	6,600 (高校生は、一般の1/2相当額)	無 料	1年 300円	1日 一般と同額 1年 一般の1/2相当額				1,000円

投網 たも網 さで網	1年 15,000円 (高校生は、一般の1/2相当額)			1年 一般の1/2相当額			投網 たも網 さで網 延縄				
	2,000	10,000 (高校生 は、一般 の1/2相 当額)	あゆ以外 の魚種と 共通 10,000 (高校生 は、一般 の1/2相 当額)	1,000 は、一般 の1/2相 当額)	10,000 (高校生 は、一般 の1/2相 当額)	無料	無料	3級以上 一般の1/2相当額			
下伊那 漁業協同組合	釣竿					無料	無料	3級以上 一般の1/2相当額	1年 13,000円	1,000円	
遠山 漁業協同組合	釣竿		1日当たり 1年当たり	2,000円 7,000円		無料	無料	一般の1/2相当額		700円	
木曾川 漁業協同組合 (内共第8号)	釣竿	2,000	8,000	2,000	9,000	無料	無料	1級から5級まで あゆ、あゆ以外 1日 1,000円 あゆ 1年 4,000円 あゆ以外 1年 4,500円		1,000円	
姫川上流 漁業協同組合 (内共第8号)	釣手竿			1,100	5,000	無料	無料	一般の1/2相当額		1,000円	
姫川上流 漁業協同組合 (内共第17号)	釣手竿			1,100	5,000	無料	無料	一般の1/2相当額		1,000円	
志賀高原 漁業協同組合	釣竿			550	3,300	無料	無料	一般の1/2相当 (ただし、オン ライン販売"つ りチケ"におい ては割引は適応 されない)			

漁業者の 名 称	免 除 規 定 が あ る 場 合						免 除 規 定 が な い 場 合			遊漁する 場所等 に あ る 額
	漁具 漁法	一 般			小学生 以下の 者	中 学 生	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ の 魚 種	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通
		あ ゆ 1日 (円)	あゆ以外の魚種 1日 (円)	あゆ以外の魚種 1年 (円)						
根 羽 川 漁業協同組合	竿 釣	2,800	10,000	800	3,500	無 料	一般の1/2相当額	投 網 1日 2,000円 1年 7,000円	あゆ、あゆ 以外の魚種 共通	300円
松 原 湖 漁業協同組合	手 釣 竿 釣			500	こい、ふな 6,000 わかざき 3,500	無 料	一般の1/2相当額			
野 尻 湖 漁業協同組合	手 釣 竿 釣			700	6,000	無 料	無 料			500円
青 木 湖 漁業協同組合	手 釣 竿 釣			1,000	4,000	無 料	一般の1/2相当額			
木 崎 湖 漁業協同組合	手 釣 竿 釣			1,000	4,000	無 料	一般の1/2相当額			
浪 合 漁業協同組合	竿 釣			800		無 料	一般の1/2相当額			100円
平 谷 村 漁業協同組合	竿 釣 槍 針			800	4,000	無 料	一般の1/2相当額			200円
釜 無 川 漁業協同組合	竿 釣			1,000	3,500	無 料	1年 2,000円			500円
糸魚川内水面 漁業協同組合	手 釣 竿 釣	1日当たり 1年当たり	2,200円 10,450円			無 料	一般の1/2相当額			1,000円

イ 納付場所

- ① 1 の表に掲げる漁業協同組合の所在地
 - ② ①に掲げる場所のほか、遊漁規則に掲げる場所
 - ③ ①及び②に掲げる場所のほか、漁業権者が指定して公示した場所
- ※ 詳細は、各漁協にお問い合わせください。

(3) 遊漁承認証に関する事項

- (i) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者が(自己の不注意により)遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。(上小漁協、犀川殖産漁協)

(4) 遊漁に際し守るべき事項

- (i) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁協共通)
- (iv) 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁協)
- (v) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。(糸魚川内水面漁協)

(5) 漁場監視員に関する事項

- (i) 漁場監視員は、遊漁規則の励行（または遵守）に関し必要な指示を行うことがある（またはできる）。（各漁協共通）
- (ii) 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（または帽子）をつけるものとする。（各漁協共通）

(6) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、（又は）以後のその者の遊漁を拒絶することがある（または拒否することができる）。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。（各漁協共通）

(7) 河川特設釣場に関する事項

次の漁協にあつては、河川特設釣場を設置する。

○ 上小漁業協同組合

区 域	魚 種	期 間	料 金
宮渚川 宮渚神社歩道橋から上流の宮渚砂防堰堤までの 180 m の区間	いわな にじます	4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で 組合が定めて 公表する期間	1 人当たり放流量 にじます 3 尾、又は、 いわな 2 尾 2 時間 1,600 円（大人、 子供）

漁業権漁場の概要図





メ モ



…私たちは、漁場の安全・管理を通して、
河川や湖沼の環境を守っています…

遊 漁 ハ ン ド ブ ッ ク ＝釣りのルールとマナー＝

令和４年（2022年）8月発行

発行 長野県漁業協同組合連合会
〒380-0936 長野市岡田町148-5 長野県漁連会館3F
TEL 026-228-0125 FAX 026-228-0127